

○財務省告示第二百四十号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十六年七月七日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百六十三回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けけるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五		
額 最		イ 払 込 金 額		イ 発 行 額		イ 方 募 入 決 定 の		
低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	
千 万 円								
			五 四 十 五 万 千 一 兆 九 六 万 二 千 百 六 千 四 七 千 三 百 十 五 百 八 十 億 十 四 億 三 千 六 百 六 十		額 三 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で 五 兆 四 千 六 二 百 七 十 千 九 億 三 百 十 億		込 募 各 当 も 各 み 限 国 てる の 申 の 度 債 る か 込 応 額 の 市 。 からの 募 の 場 場 所 の う 額 の 範 特 別 ち ち を 囲 別 参 募 募 申 割 内 加 者 額 募 募 り にお 者 額 を 額 格 当 いて 者 順 格 の て 各 の 次 高 る 申 各 割 い	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 発 別 行 加 「 参 と 加 い 者 う ． 。」 第 I 非

